

5. 支払と遡求

5-1. 支払

(1) 支払と支払呈示 (手 38 I ・ 77 I ③)

① 付遅滞効 (民 520 の 9)

② 遡求権保全効 (手 46 II ・ 53 I ③ ・ 77 I ④) (5-3(2))

(2) 支払呈示期間

確定日払：支払をなすべき日＋これに次ぐ 2 取引日 (手 38 I ・ 77 I ③)

＝原則として満期、満期が法定の休日 (手 87) ならこれに次ぐ第一取引日
(手 72 I ・ 77 I ⑨)

例：2020 年 5 月 27 日 (水曜日) が満期

振出人との関係	期間内に呈示しなくとも請求可 呈示の有無＝遅滞時期 (遅延利息起算点) に影響 ・ 支払呈示期間内に呈示 → 満期に遡って遅滞、満期以後の利息を請求可 (手 28 II ・ 48 I ② ・ 77 I ④ ・ 78 I) ・ 支払呈示期間内に呈示せず → 呈示時に遅滞、それ以後の利息を請求可
裏書人との関係	期間内に呈示しなければ遡求権を失う (手 53 I ③ ・ 77 I ④) (5-3(2))

(3) 支払呈示の場所

統一手形用紙→第三者方払文句（手 4・77Ⅱ）、手形交換所で呈示（手 38Ⅱ参照）（2-3(3)）

事例 5-a 支払呈示の場所 [テキスト事例 14-1 を一部変更]

支払場所の記載された手形の所持人が、支払呈示期間内に支払呈示することを怠った場合、その後に支払呈示をするにはどこでしなければならないか。

最大判昭 42・11・8 民集 21-9-2300

「支払場所の記載はその手形の支払呈示期間内における支払についてのみ効力を有するのであつて、支払呈示期間経過後は支払場所の記載のある手形も、本則に立ちかえり、支払地内における手形の主たる債務者の営業所または住所において支払わるべきであり、したがつて支払の呈示もその場所で手形の主たる債務者に対してなすことを要し、支払場所に呈示しても適法な支払の呈示とは認められず、手形債務者を遅滞に附する効力を有しないものと解しなければならない。本来、手形は支払呈示期間内における手形金額の支払をたてまえとし、それを予定して振り出されるものであつて、支払場所の記載もまたかかる手形の正常な経過における支払を前提としてなされるものと解するのが、これを記載する当事者の意思に合致するのみならず、手形取引の在り方から見ても合理的であると考えられる。けだし、手形に支払場所の記載がある場合には、手形の主たる債務者は、支払呈示期間中、支払場所に支払に必要な資金を準備しておかなければならないのが当然であるが、もし支払呈示期間経過後もその手形の支払が支払場所でなさるべきであるとするならば、手形債務者としては、手形上の権利が時効にかかるまでは、何時現われるかわからない手形所持人の支払の呈示にそなえて、常に支払場所に右の資金を保持していることを要することになつて、不当にその資金の活用を阻害される結果となるし、さりとして右の資金を保持しなければ、自己の知らない間に履行遅滞に陥るといふ甚だ酷な結果となるのを免れないからである。」

*実務上、支払呈示期間が過ぎても手形交換に出すことが可能 [テキスト 14.1.3 コラム]

(4) 支払の方法（手 39Ⅰ・77Ⅰ③）——受戻証券性

*通貨の種類等、一部支払 [テキスト 14.2.1]・相殺の場合 [テキスト 14.2.2]

5-2. 振出人の免責

事例 5-b 振出人の免責 [テキスト事例 14-2 を一部変更]

A は B を受取人とする約束手形を振り出した。その後、A は B から、「手形に C を被裏書人とする裏書をしたが、C への交付前に何者かによって盗取された。C の裏書署名のある手形が支払呈示されても、その署名は偽造によるものなので支払わないでもらいたい」旨の申し入れを受けた。満期に、C を被裏書人とする B の裏書に次いで、C の白地式裏書のある手形が支払呈示され、A は手形を支払った。

(1) 振出人の免責

真実の債権者への弁済 ⇔ 迅速な支払、手形の流通

→手 40Ⅲ前・77 I ③——「満期において」

(2) 裏書の連続と署名の調査 (手 40Ⅲ後・77 I ③) * 裏書の連続 (4-3(3))

* 裏書の連続を欠く場合→架橋説 (4-3(5))、手 40Ⅲ・77 I ③類推適用

(3) 手 40Ⅲにいう悪意・重過失の意味

最判昭 44・9・12 判時 572-69

「上告人 [振出人] は、…必要な調査をすれば、… [所持人が] 権利者でないことを容易に知りうべきであり、かつ、その無権利者であることを証明すべき証拠方法をも確実に得ることができたものと認めるのが相当で、上告人が、何ら調査をすることがなく、慢然、委託銀行をして本件約束手形金を呈示者 [所持人] …に支払わしめたことについては、少なくとも、手形法七十七条一項三号によって約束手形に準用される同法四〇条三項にいう重大な過失があるというべきである…。」

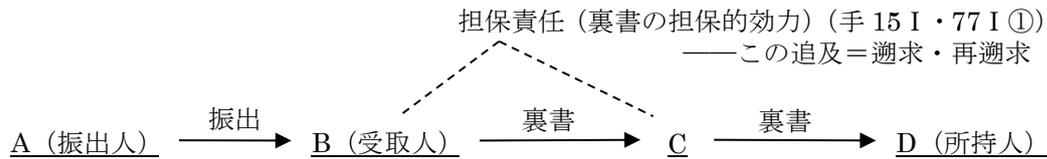
→悪意＝無権利を証明できる確実な証拠方法があるにもかかわらず、あえて支払ったこと
重過失＝そのような証拠方法があることを重過失により知らなかったこと

5-3. 遡求

(1) 遡求（償還請求）

事例 5-d 遡求

A は B を受取人とする約束手形を振り出した。この手形は、満期前に B→C、C→D と裏書譲渡された。D は満期にこの手形を支払呈示したが、手形金の支払を受けられなかった。



* A の債務は絶対的な支払義務（3-1(3)）

= A の支払拒絶後も、D や遡求義務を履行した裏書人は A に支払請求可能

（A に対する請求は厳密には遡求とはいわず。手 43 の「振出人」は為替手形の場合）

遡求（手 43 ・ 77 I ④） —— 手形債務者の合同責任（手 47 I II IV ・ 77 I ④）

再遡求（手 47 III）

(2) 遡求の要件

支払呈示期間内の支払呈示（手 53 I ③ ・ 77 I ④ 参照）

確定日払：支払をなすべき日＋これに次ぐ 2 取引日（手 38 I ・ 77 I ③）（5-1(2)）

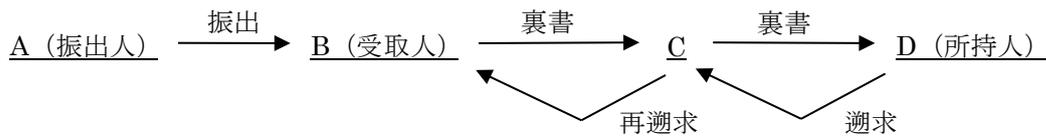
支払拒絶証書とその作成免除 [テキスト 15.3]

- ・ 支払の拒絶は原則として支払拒絶証書によって証明（手 44 I ・ 77 I ④）
- ・ 統一手形用紙＝各裏書欄に「拒絶証書不要」（無費用償還文句）
＝拒絶証書の作成免除（手 46 ・ 77 I ④）

約束手形の満期前の遡求 [テキスト 15.3]

- ・為替手形では満期前の遡求が認められる (手 43 柱後段①～③・48Ⅱ)
- ・満期前の遡求の条文は約束手形に準用されず (手 77Ⅰ④「支払拒絶ニ因ル遡求」)
- but 通説は約束手形にも満期前の遡求を認める (手 43②と同様の振出人の信用悪化時)

(3)遡求金額



遡求の金額 (手 48Ⅰ・77Ⅰ④)	(A から) 支払がなかった金額+満期以後の利息+費用
再遡求の金額 (手 49・77Ⅰ④)	(C が) 支払った総金額+ (C の) 支払日以後の利息+費用

(4)遡求の方法 (手 50・77Ⅰ④)

支払と引換に受取を証する記載をした計算書・手形の交付請求+自分と後者の裏書抹消

手 50Ⅰ「遡求ヲ…受クベキ」とは？

遡求の通知 [テキスト 15.4]

- ・振出人が支払を拒絶したときに、所持人から前の者に順に通知をしていく (最後は受取人まで) 制度 (手 45・77Ⅰ④) = 遡求義務者に資金準備等の機会を与える
- ・遡求の要件ではないが、怠ると損害賠償責任を負うことあり (手 45Ⅵ・77Ⅰ④)

